

一般社団法人

鳥取県警備業協会定款

○ 一般社団法人鳥取県警備業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人鳥取県警備業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、鳥取県鳥取市に置く。

(目的)

第3条 本会は、警備業務の実施の適正を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特別講習受託事業及び事前講習
- (2) 犯罪、事故の防止に関する広報啓発及び防災訓練への参加
- (3) 機関誌の発行及び広報・情報発信
- (4) 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究
- (5) 警備員指導教育責任者講習の講師の育成
- (6) 警備業務に係る資機材等及び教育関係図書を紹介斡旋
- (7) 警備員技能講習受託事業
- (8) 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力、支援
- (9) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(全警協への加入)

第5条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、社団法人全国警備業協会に加入する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

次に掲げる要件のすべてを満たした個人又は法人

- (ア) 鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から、警備業法第4条に規定する認定を受け、又は公安委員会に同法第9条に規定する届出書を提出しているもの。

- (イ) 第3条の目的及び第5条の全警協への加入に賛同して入会したもの
 - (ウ) 法令に定める雇用・社会保険に警備員が加入しているもの
- (2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は法人で本会に入会したもの。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、書面をもって入会の申込みを行い、理事会の承認を得る。

- 2 入会の手続き等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 前条第1項の規定により入会が認められたものは、遅滞なく入会金を納入するとともに、会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。
- 3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により、会員から臨時に会費を徴収することができる。
- 4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第6条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 別に定める納入期限内に会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかった場合で、かつ、理事会の承認を得たとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- 2 会員が前項により、その資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、書面をもって退会届出を行う。

- 2 前項のほか退会の手続き等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(除名)

第11条 会員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、総会において、正会員の

半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議によって除名することができるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が、資格を喪失し又は除名された場合であっても、資格喪失又は除名前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後、2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、又は総正会員の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集請求があった場合に、それぞれ開催することができる。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項による請求があったときは、その日から6週間の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は総会に出席する他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができるものとする。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の種類)

第23条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 前項第1号の理事の中に、次の各号に掲げる役職を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 専務理事 1名

3 前項第1号の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会において選任するものとし、副会長は会長が指名し、理事会の承認を得るものとし、解任についても、同様とする。

3 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

(役員職務)

第25条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。

3 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行するとともに、その執行状況を毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告する。

4 理事は、一般法人法及びこの定款に規定するところにより、職務を執行する。

5 監事は、一般法人法に定めるところにより、理事の会務の執行を監査する職務を行う。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって解任することができる。

(1) 自己又は自己の属する法人が会員を除名されたとき

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、顧問及び相談役を置くことができるものとする。

2 顧問及び相談役の資格要件、委嘱等について必要な事項は、理事会において別に定める。

(役員等の報酬等及び費用の支弁)

第29条 役員、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の対価をいう。)を支給することができる。

2 役員、顧問及び相談役が職務を行うために要する経費については、実費を支弁することができる。

3 常勤の役員の報酬等、及び常勤の役員以外の役員、顧問及び相談役が職務を行うために要する費用については、総会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(設置)

第30条 本会に、理事会を置く。

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、一般法人法及びこの定款に規定する、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督
- (2) 会員及び賛助会員の入会の承認
- (3) 総会に付議すべき事項の決定
- (4) 会長及び専務理事の選任及び副会長の指名の承認
- (5) 一般法人法及びこの定款に規定する事項

(開催)

第33条 理事会は、6か月ごとに1回開催するほか、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 委員会

(設置等)

第39条 理事会の決議によって、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める場合にあっては、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 本会に、事務局を置き、事務を処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服務等について必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 会計等

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 当該年度の予算が成立するまでの間にあつては、前年度の予算を基準に暫定的に執行することができるものとし、その収支は、新たに成立した予算の執行とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後1か月以内に、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた得た書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項各号に掲げる書類及び監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

第10章 雑則

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子広告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子広告をすることができない場合は、日本海新聞に掲載する方法による。

(その他)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、船田邦昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

平成26年5月16日から施行する。

附 則

平成28年5月20日から施行する。